土地売払案内書

1　売払物件

物件　地番：名取市高舘吉田字内舘６番４

宅地　202.88 ㎡

最低売払価格：5,092,000 円

2　売払方式

常時公募方式

常時公募方式とは、名取市があらかじめ売払価格を示し、最初に買い受けの申し込みを行った方に売り払う方式です。

3　申込資格

申込できる方は個人又は法人とします。ただし、次に掲げる方は申し込みすることができません。

・地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
・令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3 年を限度として市長が定める期間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
・市税等を滞納している者
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に該当する者

4　申込上の注意

・申込者が売買契約の締結者となります。
・2 人以上の連名（共有）による申込も可能ですが、連名の場合は全員が 3 に掲げる申込資格を有する必要があります。

5　申込方法

市有地購入申込書（様式１）及び必要書類に必要事項を記入・押印のうえ、下記により直接お申し込みください。

(1) 申込受付場所（住所）

〒981-1292　名取市増田字柳田 80 番地

名取市総務部財政課（名取市役所 4 階北側）

電話　022-724-7157

6　土地売買契約締結、売買代金の納入等について

(1) 契約の相手方となった方は、通知日から 20 日以内に契約を締結するものとします。

(2) 土地の売買代金は、下記のいずれかの方法で納入してください。

①契約締結の際に、市が発行する請求書により売買代金の金額を一括して支払っていただく。

②契約締結の際に、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を契約保証金として納入し、契約の日から 2 か月以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括して納付していただく。

(3) 契約締結の際は、契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担となります。

(4) 契約時には、印鑑登録証明書を提出していただきます（共有の場合は、共有者全員分）。

7　契約の解除

(1) 契約の義務を果たしていただけない場合は、契約を解除する場合があります。

(2) (1) に該当する場合、契約保証金は返還できません。

8　所有権移転等

(1) 売買代金全額の納入があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡します。

(2) 土地は、現状有姿での引渡しになります。

(3) 所有権移転登記は、嘱託により市が行います。

(4) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び住民票（資格証明書）発行手数料等は、購入者の負担となります。

(5) 土地を引き渡した後の公租公課は、購入者の負担となります。

9　契約の特約

土地売買契約には、次の特約を付します。

(1) 物件①は、住宅用地の用に供するものとする。

(2) 契約締結の日から 5 年を経過する日までの間、売払財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(3) (2) に定める期間、第三者をして売払財産を同じく (2) に掲げる用に供させてはならない。第三者に所有権を移転する場合であっても同様とする。

10　現地調査

市は、売買契約に付す条件の履行状況を随時現地調査し、又購入者に対し所要の報告を求めることができるものとします。